「外国証券取引口座約款」の一部改訂について 新旧対照表

(下線部変更箇所)

(注文の執行及び処理)

第14条 お客様の当社に対する売買注文なら びに募集および売出しまたは私募にかか る外国証券の取得の申込みについては、 各号に定めるところによります。

新

- $(1) \sim (4)$ (現行どおり)
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した 後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時等交</u>付書面等を送付します。

(取引残高報告書の交付)

- 第24条 お客様は、当社に保管の委託をした 外国証券について、当社が発行する取引 残高報告書の交付を定期的に受けるもの とします。ただし、お客様が請求した場 合には、取引にかかる受渡決済後遅滞な く交付を受ける方法に代えるものとしま す。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当 社がお客様に対して<u>契約締結時等交付書面</u> を交付することが法令により義務付けられ ていない場合については、法令に定める場 合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞な く取引残高報告書の交付を受けるものとし ます。
- 3 (現行どおり)

附則

この改訂は、令和7年4月1日から施行する。

(注文の執行及び処理)

第14条 (同左)

(1)~(4)(省略)

旧

(5)当社は、売買等の成立を確認した 後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時交付</u> 書面等を送付します。

(取引残高報告書の交付)

第24条 (同左)

- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当 社がお客様に対して<u>契約締結時交付書面</u>を 交付することが法令により義務付けられて いない場合については、法令に定める場合 を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく 取引残高報告書の交付を受けるものとしま す。
- 3 (省略)